



明治前期における三井の製茶業

著者	木山 実
雑誌名	経済学論究
巻	73
号	2
ページ	229-261
発行年	2019-09-20
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028382

明治前期における三井の製茶業

The Processed Tea Business by Mitsui in Earlier Period of Meiji era

木 山 実

Some previous studies about the history of Mitsui have pointed out that in early Meiji period Mitsui had engaged in processed tea business for short term. But the studies have hardly showed authority. The purpose of this article is to clarify the actual situation based on the Mitsui Bunko (Mitsui Research Institute for Social and Economic History) possession documents. As a result, Mitsui-gumi-Kokusankata, invited by some foreign merchants, had engaged in the business separately from Mitsui Bussan for a few years.

Minoru Kiyama

JEL : N75

キーワード : 製茶業、三井物産、三井組国産方、外商

Keywords : tea processing business, Mitsui Bussan (Mitsui & Corporation), Mitsui-gumi-Kokusankata, foreign merchants

はじめに

戦前期の貿易業界ならびに経済界に君臨した三井物産は明治9(1876)年に開業したが、その創業期において、短期間ながら製茶業に従事していたとされている。公刊物においてこの事項に言及したもので最も古いものは、管見の限りでは下のような三井物産初代社長益田孝の回想であろう¹⁾。

【資料1】長井實編『自叙益田孝翁伝』(長井實発行、昭和14年)399-400頁
政府は明治4年に人を4人ばかりインドへ派遣して、紅茶の製造を修業させて紅茶の輸出を奨励したが、これは失敗で、それがために三井物産会

1) 本稿では史料引用に際しては適宜、当用漢字に直し、また句読点を付し、漢数字も算用数字に改めたところがある。以下の引用についても同様である。

社も十万円ばかり損をしたことがある。

これだけでは何のことかわかりにくいですが、益田孝は大正 2 (1913) 年 5 月末に行われた聞き取り調査で、創業期の製茶業についてももう少し詳しく、次のように語っている—ただしこの資料は公刊物ではない—。

【資料 2】「益田孝談話筆記」（三井文庫所蔵史料、請求記号：特 472）

ソレカラ次ガ紅茶一件デス、東洋銀行ノ支配人口バートソント三野村利左衛門ノ間ニ立ツテ仲介ノ勞ヲ執ツテ居ツタワツトソント云フ人ガアリマシタ、例ノ佐々木八郎ハ此人ノ通訳デアツタノデス、此ワツトソンノ勧誘ニヨツテ三井ハ紅茶製造ヲ計画スルニナツテ物産会社ヨリ熊谷ト云フモノヲ印度ニ派遣シテ製法ヲ研究セシメ、サテ静岡其他産茶ノ地ニ就キテ紅茶製造ニ取りカ、リマシタガ、思ハシクナイ、マンマト此レデ十万円カラノ損失ヲ致シマシタ

これらの資料から判るのは、三井物産は創業期に紅茶の生産に従事したが、その事業はうまくいかず、10 万円という当時としてはかなり巨額な欠損を出してしまったということである。益田自身はこれ以外ではほとんど紅茶生産について語っていない。

戦後になると、明治前期の農政関係の史料に基づいて、農林省によって史料の翻刻、編集がなされ昭和 27 (1952) 年以降、順次『農務顛末』が刊行されたが、昭和 29 年刊行の第 2 巻では、三井の紅茶生産事業について、次のような記載が出てくる。

【資料 3】『農務顛末』第 2 巻（農林省、昭和 29 年）916-918 頁

此年（明治 10 年—筆者注）三井組ニ於テハ国産会社ト称スルー社ヲ起シ英商アタムソン、ヘール会社ト合併シテ数多ノ支那人ヲ雇聘シ滋賀県下大津ニ製造本所ヲ置キ土山及ヒ三重県下津井ニ山田地方、岐阜県下等へ出張所ヲ構^(構)ヘ一百万斤ヲ製造セリ...

此年（明治 11 年—筆者注）人民ノ紅茶製造ニ着手セシモノハ三井国産会社ハ前年ノ如ク英商ト合併シテ大津ニ於テ之ヲ製造シ、同物産会社ハ静岡県下遠江国金谷宿ニ本所ヲ設ケ森町其他ニ出張所ヲ置キテ之ヲ製造シ、益^(田)孝、渋沢栄一ハ合併シテ熊谷義一ヲ雇聘シ大阪ニ本所ヲ設ケ京都府ニハ

南山城各地及丹波船井郡、岐阜県下関等ニ出張所ヲ置キ現ニ二十余万斤ヲ製造セシト雖トモ其製方ニ熟練セサルモノ多キト或ハ其計画宜シキヲ得サルトヲ以テ過半之ヲ腐敗セシメ非常ノ損耗ヲ来タセシト云フ…

此年（明治 12 年—筆者注）ノ民業ニ係ルモノハ三井国産会社ハ前年ノ如ク大津ニ於テ製造シ…

この【資料 3】では、紅茶生産に従事した主体は 3 つ存在したように書かれている。すなわち、①三井組が明治 10（1877）年に英商アタムソン＝ヘール会社と合併（上の資料では「合併」という表現）で起こした国産会社という会社、②三井物産会社、③益田孝が渋沢栄一と合併（これも史料では「合併」）で行った事業、の 3 種である。特に、③の益田・渋沢の合併事業は、この【資料 3】では、生産した紅茶の過半を腐敗させてしまい、「非常ノ損耗」を出してしまっただけというが、これは【資料 1】【資料 2】で、益田自身が 10 万円規模の損失を出したと回想しているのと、いくぶん符合しているようにみえる。だが【資料 1】【資料 2】では、10 万円の損失を出したのは三井物産であるかのように語られている。

その後、昭和 36（1961）年に刊行された『横浜市史』（第 3 巻上）でも三井の製茶業に関する記載がみられるが、それは以下のようなものである。

【資料 4】『横浜市史』第 3 巻上（有隣堂、昭和 36 年）719-721 頁
三井物産会社は、10 年（明治 10 年—筆者注）「国産会社ト称スル一社ヲ起シ、英商アタムソン＝ヘール会社ト合併シ、数多ノ支那人ヲ雇聘」して滋賀県大津に製造場を設置するとともに、同県下土山、三重県津および山田地方、岐阜県下に出張所を設け、翌 11 年にも静岡県金谷・森町その他に、また京都府下南山城・丹波・船井の各郡、美濃、関にも出張所を新設した。出張所の職能は委託を受けた茶荷の集荷であろうが、当時の三井物産会社の製茶諸工場の紅茶製造高は 20 万斤といわれ、なかでも京都茶葉のそれがもっとも多く、その数は 149,000 斤にも達した。輸出紅茶の多くは直輸出されたわけであるが、紅茶製造の結果は失敗に帰し「過半之ヲ腐敗セシメ非常ノ損耗ヲ来タセン」という。

ここでは、三井物産が国産会社という会社を起こし、英商アタムソン＝ヘール

会社ト合併（「合併」という表現）で紅茶の製茶工場を経営した、とされているのである。この『横浜市史』の記述は、【資料 3】、すなわち農林省『農務顛末』第 2 巻と『三井物産株式会社沿革史』（以下、『物産沿革史』と記す）に依拠して書かれた旨の注記がなされている²⁾。後者の『物産沿革史』において『横浜市史』が依拠したのは、ページなどが明記されていないのだが、おそらく次の記載であるとみられる。

【資料 5】『三井物産株式会社沿革史』³⁾

…十年（明治 10 年—筆者注）三月ニハ、日本輸出茶ノ改良ヲ謀^(ママ)リ、支那茶ニ擬スルタメニ横浜三井国産方支配人高瀬英祐ト英商ゼームス、グリーンント契約ヲ結ビテ横浜ニ製茶場ヲ設ケタ。同年七月英国向再製緑茶ヲ外人ニ任カセントスル勸業寮ノ計画ヲ聴テ之ヲ三井ニ引受ケルコトヲ願出デ八月許可サレタ。同年十一月ニ国産方合併トナリ横浜国産方ノ「茶方」ノ業務モ当社横浜支店デ引受ケタガ、製茶業ノ始末ハ記録ガ不備デ明ラカデナイ。十年中ノ輸出茶ノ取扱高ハ

長崎支店（上海ブリネ関係）	嬉野茶	15,167 円
本店（倫敦向）	緑茶	714
横浜支店（商館経由、米国向）	〃	14,711
計		30,292

カクノ如キ少額ニ過ギナカツタ。

十一年（明治 11 年—筆者注）二月ニハ製茶ノタメニ熊谷義一ヲ本店ニ雇入レ、横浜茶方ヨリモ人ヲ出シ、京都茶葉デ紅茶ノ製造ニ従事シタ。年内製造高正味 149,583 斤デアツタガ結局、29,498 円ノ損失ヲ計上シタ。

- 2) ただし『横浜市史』が依拠したのは『農務顛末』（農林省、昭和 29 年）第 2 巻の 918-919 頁と記されているが、両書を突き合わせてみると、実際には 916-917 頁に依拠していたことがわかる。
- 3) 『三井物産株式会社沿革史』は、昭和初期に三井文庫で編纂が進められていたものだが、太平洋戦争の開戦により刊行が見送られたものである。公刊されたものではないが、限られたごく一部の研究者の間で閲覧されたようである。本稿で【資料 5】として示したものは、三井文庫所蔵の『三井物産株式会社沿革史』第 4 編業務編業務第 1 期（請求記号：物産沿 4）217-218 頁である。そこでは手書きで夥しい修正が施されているが、本稿ではその手書きの修正を無視して掲げている。

【資料5】には、典拠の注記が全くないのだが、それが三井文庫での編纂事業で書かれたものであることを鑑みれば、おそらく三井文庫所蔵史料に依拠したとみられる。

ここまでを整理すると、【資料3】と【資料5】に依拠して、『横浜市史』の【資料4】が書かれたということなのだが、『横浜市史』は、それら依拠した文献をかなり改変していることに気付くであろう。すなわち、農林省『農務顛末』の【資料3】では、紅茶生産の主体は3つあり、別々に経営がなされたように書かれているが、『横浜市史』の【資料4】では、三井物産が国産会社という会社を起し、英商アダムソン＝ヘール会社⁴⁾と合弁（資料では「合併」という表現だが）で紅茶の製茶工場を経営したとされているのである。しかし『横浜市史』の【資料4】が依拠したもう一方の文献である『物産沿革史』の【資料5】では、合弁の相手としてアダムソン＝ヘール会社の名は登場せず、代わりに「英商ゼームス、グリーン」なる外商が登場するし、しかも三井側の契約当事者は三井物産ではなく、「横浜三井国産方支配人高瀬英祐」だとされている。

『横浜市史』の【資料4】が、これらの文献から逸脱して、かなりの改変を施した理由は判然としませんが、『横浜市史』の該当部分は、その後の三井物産史研究に影響を与え、昭和53（1978）年に刊行された『稿本三井物産株式会社100年史』の製茶業に関する記述⁵⁾も、この『横浜市史』に依拠しているのである。

紅茶生産に従事したのは、三井物産、三井の国産会社、あるいは益田・渋沢の合弁事業のいずれなのか。また合弁した相手の外商はいったい誰だったのであろうか。公益財団法人三井文庫には、創業期の三井物産の業務日誌である「日記」や明治10（1877）年以降に三井組国産方が従事した製茶業に関する史料が断片的ながらもいくつか残されている。また農林省発行の『農務顛末』に

4) これは英系のアダムソン、ベル商会を指しているとみられる。この商社は清国に支店を置いて取引をしていたが、幕末の安政開港の翌年に横浜にも進出し、1862年12月に正式に横浜支店を開設した。日本からは生糸、茶を輸出し、ロイズ保険組合の代理店を営んだ。アダムソン、ベル商会に社名変更したのは幕末の慶応2、3（1867）年頃である。横浜開港資料館／（財）横浜開港資料普及協会編『図説横浜外国人居留地』（有隣堂、平成10年）83頁。

5) 『稿本三井物産株式会社100年史』（日本経営史研究所、昭和53年）89頁。

は、それに依拠した『横浜市史』の編纂時に見過ごされてしまった史料がかなりある。本稿では、これらの史料を突き合わせることによって、明治前期に三井物産あるいは三井組が従事したとされる製茶業が、どのようなものであったのかを明らかにすることを課題とするものである。

1. 三井物産による製茶業開始の模索

三井物産は明治 9 (1876) 年 7 月 1 日に開業したことになるが、総轄(社長)の益田孝らは実際にはこれに先だって 6 月中から活動を始めていた。6 月中にはもっぱら御用商売の商権を獲得するべく、政府関係者との交渉が中心であったが、益田は内務省勸業寮の河瀬秀治と 6 月 29 日に面談し、生糸や緑茶などの日本産品の輸出振興について種々依頼を受けている。そして三井物産業務日誌「日記」(以下、単に物産「日記」と記す)では、7 月に入ると三井物産側の人員と政府高官が茶関連で頻繁に交渉を重ねていたことが記されている。

【資料 6】物産「日記」⁶⁾

(明治 9 年 7 月 6 日の条)

- 一、坪内安久勸商局へ出頭関口大属へ左ノ願書差出シ来ル
- 一、緑茶製造御委任願書壺通
- 一、緑茶輸出手続調書并計算書壺冊

(同 12 日の条)

- 一、午前九時半、大蔵省遠藤より来書ニ付益田、木村省ニ出ル、米国茶製造并場所等之義、松方より談示右事件ハ全く当社へ申付候事ニ付追々手順取調可申との事

(同 13 日の条)

- 一、午前六時より河瀬秀治方へ木村行并茶製引請候事ニ而談合、尤明十四日上林熊次郎一同横浜へ罷越場所見分可致との事

(同 14 日の条)

- 一、勸商局御雇茶師上林熊次郎横浜ニ在ル三井銀行之土蔵茶製場ニ寄ニ

6) 「史料紹介」三井物産会社「日記」(第 1 号)『三井文庫論叢』第 41 号(平成 19 年) 311-314 頁。

付、実況一覧之為出港いたし候ニ付、木村正幹も案内ノ為メ出港ス
(同 15 日の条)

一、横浜茶製場に松方、河瀬等見分致呉候様頼置事

まず 7 月 6 日には社員の坪内安久を内務省勧商局に出向かせて、緑茶製造を三井物産に任せたい旨の願書と緑茶輸出手続きに関する書類を提出させている。本稿ではこれまで再三、紅茶製造のことに触れてきたが、三井物産は当初は緑茶の製造を画策していたということになろう。7 月 12 日からは毎日のように、勧商局との間で製茶場に関する交渉が続いているが、7 月 14 日には三井銀行横浜店が所有する土蔵内の製茶場に内務省勧商局のお雇い茶師上林熊次郎が視察に来るといので、その案内のために三井物産副総括(副社長)の木村正幹が横浜に赴いている。翌 15 日にはこの横浜の製茶場に大蔵大輔の松方正義と河瀬秀治にも視察に来ていただきたいと願い出たといのであるが、木村正幹は、7 月 14 日付で、次のような見込書を勧商局に提出している。

【資料 7】⁷⁾

記

一、式階附 石蔵壺棟 此坪七拾五坪

右者元来氷貯蔵ノ為メ建築仕候ニ付式重石ニシテ中間ニ据屑詰込有之候間茶貯蓄并ニ精撰場等ニ的当^(カ)之石蔵ニ御座候

一、平 石蔵 壺棟 此坪六拾坪

右者数棟相並候内式階附之石蔵並ヒノ壺棟ヲ以テ製茶釜場ニ的当ニ御座候

右者横浜海岸所持地面内ニ有之候ニ付即今製茶場ニ御用ト相成候ハ、海岸ニ而殊ニ四方明地モ余程有之、運輸方等往々如何程盛大ニ相成候テモ聊以テ差障無之至極御弁利ニ可有御座ト奉存上候以上

明治九年七月十四日 三井物産会社代 木村正幹 印

勧商局御役所

これは、益田孝が河瀬秀治ら勸業政策を担う高官から製茶業への従事を依頼さ

7) 「横浜海岸地内石蔵製茶場用立ニ関スル願書」三井文庫所蔵史料(請求記号：本 1215-14)。

れたことを受け、三井銀行横浜店の土蔵が製茶場として適しているのではないかという見込みを三井物産の木村正幹が勸商局に申し出たものである。「はじめに」でみた『物産沿革史』の【資料 5】で、明治 10 年 7 月に「英国向再製緑茶ヲ外人ニ任カセントスル勸業寮ノ計画ヲ聴テ之ヲ三井ニ引受ケルコトヲ願出デ八月許可サレタ」とあるのは、これらの史料に依拠しているのであろう。

その後、7月中旬以降、勸商局から白ロシア方面、アメリカ、イギリスへの緑茶輸出を計画するよう指示されているのが物産「日記」からわかるが、それが横浜での製茶場で試製したものか、あるいは他の業者が精製した緑茶なのかは判然としない。ところが、次に掲げるように、三井物産による緑茶製造計画は、同年末に急遽沙汰止みとなった。

【資料 8】物産「日記」⁸⁾

(明治 9 年 12 月 17 日の条)

一、勸商局へ本年七月中申立候本茶製造当社へ引受け願ハ現今勸業寮ニおみて御製造御廃止相成候ニ付右願ハ御聞済不相成旨御達有之候事沙汰止みになった原因は、勸業寮での緑茶製造が「御廃止」になったためであると示されている。これ以後、三井物産は緑茶の製造ではなく、九州・嬉野茶などの売買に従事するようになっていくことが、物産「日記」の別の部分から知られる。

2. 三井組国産方と製茶業

(1) 国産方と外国人との約定締結

三井物産は、明治 7 (1874) 年に設立された先取会社という商事会社を前身とし、明治 9 年 7 月に三井物産として開業したが、三井組は国内産物取扱いやその輸出に従事する国産方という部署を別に有していた。三井物産と国産方は重複する分野も多かったため、早晩両者は統合されるはずであった。そして同年 11 月 15 日には、三井物産が国産方を合併する合意が成立し、国産方から 50 余人が三井物産に移籍した⁹⁾。だがこの時、国産方の人員全てが三井物産

8) 前掲、「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第 1 号)」350 頁。

9) 『三井事業史』本篇第 2 巻(三井文庫、昭和 55 年)267-268 頁。

に合流したわけではなかった。次に掲げる史料は、その事情を物語っている。

【資料 9】高瀬英祐から三井組大元方への照会¹⁰⁾

旧国産方ニ於て取扱来候製茶局之義者横浜在留式拾番イ、ヒ、ワチソン之
依頼ニ而無抛満三ヶ年間之定約取結扱居候処、先般国産方之事業者総而物
産会社へ引継候得共、此製茶局ニ限り外国人ト之約定ニ候故同社へ難引継
事情有之候ニ付、旧国産方名義ヲ以最寄約定之年限中御施行被降度、尤初
発来拙者担任仕居候義故別紙見込之通御着手三井銀行大元締江御照会済同
役所より被達候ハ、尔来不都合無之様注意可仕候也

明治十年三月^(アキママ) 日 高瀬英祐 印

三井組大元方御中

前書之通無抛事情も有之候義ニ付、採用有之度高瀬英祐江御委任中者於拙
者も不都合無之様注意可仕候也

三野村利助 印

この【資料 9】は、三井組国産方の取締役であった高瀬英祐¹¹⁾ が三井組大元
方に宛てて照会したものであるが、ここで国産方の製茶事業の担当部署は「製
茶局」と呼ばれていたことがわかる。そして国産方は横浜在留の外商ワットソ
ン (E.B. Watson) からの依頼を受けて彼ら外商らと約定を結び「製茶局」の
ことを取扱ってきたが、その約定期間は 3 ヶ年である。国産方はすでに三井
物産に合併され、その事業も継承されているが、この「製茶局」は外国人との
約定に基づくものであり、三井物産に引き継ぐのも困難であるから、約定期間
中はこの「製茶局」だけは国産方名義で事業を継続したいということを高瀬英
祐は書いているが、これに対して、大元方の三野村利助が高瀬の申し出も致し
方ない事情もあるので了解した、というような内容である。明治 9 年 11 月の
合併成立後も国産方の一部、すなわち製茶事業が三井物産に合流しなかったの
は、その製茶事業が外国人との契約に基づくもので、その契約がまだ継続中であ
ったためということがわかる。では、ワットソンの依頼で外国人とどのよう

10) 三井文庫所蔵史料（請求記号：本 503-7）。

11) 高瀬英祐が明治 7 年に三井組国産方が創設された際、拝司永造、北丘文兵衛とともに取締役で
あったことは、『三井事業史』資料篇 2（三井文庫、昭和 52 年）505 頁参照。

な約定を結んだのかを見なくてはならない。その約定書は下に掲げるようなものであった。

【資料 10】内条約之翻訳書¹²⁾

甲ナル三井銀行ノ国産方ト乙ナルイー、ビー、ワチソン、ダブリュー
エーチマコムバル、ブラウン会社トノ間ノ条約

第一 三井銀行国産方ハ京都府志賀^(ママ)県其他茶ノ買入レ焙製荷梱リノ為
メニ要用ナル地方ニ於テ製造局ヲ開クヲ承諾ス此製造局ハ乙ノ好ミ
ニ因リ何地ニモ之ヲ開ク可キナリ」此局ハ三井銀行国産方ノ製造局ト
^(付脱カ)
名ク、其支配ハ乙ノ十分ナル権勢ニ委スト雖、日本地方ノ法例規則ハ
之ヲ踏サル可ラス

第二 …… (略) ……

第三 製造局ニ於テ茶ヲ買入レ焙製シ荷梱ヲ為セシ後甲ハ之ヲ神戸ニ輸
送シテブラウン会社ヘ引渡スヲ承諾ス」……

第九 甲ハ千八百七十六年九月一日ニ於テ約ヲ成シ此日ヨリ三年間ヲ以
テ其期限トス、此期限ノ終ニ於テ若シ双方ノ承諾ニ由ラバ新タニ条約ヲ
為スヲ得ン」乙若シ此商業ノ不利益ヲ実験スルノ事出来スル時此条約
ヲ取消スヲ欲セハ何時ニテモ之ヲ為スヲ得ヘシ

此条約ノ証トシテ上文記スル所ノ三井銀行国産方及イー、ビー、ワチ
ソンハ千八百七十六年十月三日東京ニ於テ名ヲ記シ印ヲ附ス、又上ニ記
スルダブリュー、エーチ、マコムバル、ブラウン会社ハ千八百七十六
年九月廿二日神戸ニ於テ名ヲ記シ印ヲ附ス (傍線部、史料のママ)

第 9 条から、この約定が明治 9 (1876) 年 9 月 1 日に成立しており、期限は 3 年であることがわかる。そして約定の冒頭で、この約定締結の当事者としては、「三井銀行ノ国産方」と外商側は人名 2 人と 1 つの会社名が書かれているが、外商側の筆頭に書かれている「イー、ビー、ワチソン」とは、三井物産と合併する前の三井組国産方が国内で買入れた米穀の輸出を担当した横浜在留のイギリス商人ワットソン¹³⁾のことであり、残りの「ダブリューエーチマコムバ

12) 三井文庫所蔵史料 (請求記号: 続 47-9)。

13) 前掲、『三井事業史』本篇第 2 巻、237 頁。

ル、ブラウン会社」というのは第3条と約定書の最後部から、これらが神戸在留の外商であることが示唆されている。この約定書では、製茶業開始に際して三井の国産方と外商の間でお互いが資金をいくら出す、というような条項はみられない。また三井側の契約当事者が「三井銀行ノ国産方」と表記されているのは、どういうことであろうか。

三井家の祖業たる呉服商部門は維新时期に極度な不振に陥っていたため、すでに明治5(1872)年に三井家から分離されており、以後、三井家事業の主業は金融業とすることとされた。明治9年7月に念願の三井銀行が創設された際、三井組の名称は廃され¹⁴⁾、三井組の営業組織の大半は同行に継承された¹⁵⁾。【資料10】の冒頭で、製茶業の合併事業の約定書で三井側の当事者が「三井銀行ノ国産方」となっているのは、上で述べたような三井家事業の組織改編が影響しているとみてよいだろう¹⁶⁾。

この【資料10】の約定が成立したのと同じ明治9年9月1日に2種の「条約書¹⁷⁾」が結ばれている。いずれも国産方が製茶業創始に際して表1のような外国人茶師を雇入れることを定めたものである。いずれの「条約書」にも

表1 外国人茶師と月給額

人名	国名	月給額
阿君 (アカム)	清国 (広東)	20円
阿仙 (アセン)	〃	20円
エルアール・ゴールスミツ	英国	150円
ドブリユーエッチ・マコムブ	米国	150円

資料) 三井文庫所蔵史料 (請求記号: 本 503-9,10) に拠り作成。

- 14) 三井銀行創設時の事業引継契約書では「三井組ノ名称ヲ廃シ三井銀行ヲ創立スル」という表現がとられている。『三井事業史』資料篇3(三井文庫、昭和49年)54頁。
- 15) ちなみに三井銀行と同じ時期に設けられた三井物産は、その時点では経営が軌道に乗る保証はなく、もし三井物産が経営破綻になった場合、その累が主業たる三井銀行に及ぼぬように、三井物産は三井家や三井銀行とは無関係であることとされた。前掲、『三井事業史』本篇第2巻、248頁参照。
- 16) ただ三井組が廃された明治9年7月から8ヶ月ほどかたった明治10年3月に高瀬英祐によって書かれた照会書【資料9】の宛名に見られるように、三井組という呼称は使用され続けている。
- 17) 三井文庫所蔵史料 (請求記号: 本 503-9, 10)。

「支那製方ニ擬セン為^(法)」という文言があるから、国産方の製茶業では当初は清国式の製法が採用される予定であったことがわかる。これら外国人 4 名はいずれも雇用期間は明治 9 年 9 月 1 日から満 3 ヶ年で、月給額では清国人と西洋人では大きな格差がみられるし、また「条約書」では清国人阿君、阿仙は「スミッツ及マコムブノ兩人エ従事スル者」とか「アカム、アセンノ兩人ハスミッツ氏、マコムブ氏ノ差図ニ随ヒ茶業製法ニ従事」と書かれており、2 名の清国人は 2 人の英米人の支配下に置かれていたことが知られる。そして 2 種の「条約書」末尾には、保証人として E.B. ワットソンが署名をしている。

(2) 国産方での製茶業開始

【資料 10】や表 1 でみた外国人茶師雇入れの約定が結ばれてから半年ほどたった頃に、【資料 9】のような高瀬英祐からの照会がなされたのだが、外国人との合弁による製茶事業を国産方で行うことを三井組大元方から了承されたのを受け、明治 10 年 3 月 20 日付で、表 2 のように、製茶場を設置する場所 4 ヶ所とそれぞれの主任の候補が高瀬英祐から提示されている。この表 2 の最後に出てくる美濃国・関の岡山席次郎については、その時点では三井物産で勤務しているが、三井物産に示談のうえ再び国産方で雇入れたいとしている。ほぼ同じ頃の物産「日記」には次のような記載がある。

【資料 11】物産「日記」明治 10 年 3 月 16 日の条¹⁸⁾

一、岡山虎次郎社員差免横浜高瀬英祐方江可差遣段、三野村より通達ニ付本日取計事

これを見る限りでは、高瀬英祐から大元方の三野村利助に岡山席次郎の国産方への呼び戻しの依頼があり、それを三野村が了承し、三野村から三井物産にその旨の通達があつて三井物産も対応したのであつて、高瀬英祐と三井物産の間では特に「示談」があつたようには思われぬ。ともあれ、三井物産で勤務していた岡山席次郎は国産方の製茶局に呼び戻されることになった。

上記 4 ヶ所の製茶場の精算表が残されているが、その中に「国産方製茶場

18) 「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第 2 号)『三井文庫論叢』第 42 号(平成 20 年)182 頁。

表 2 製茶場の候補地と主任者

製茶場	主任	主任備考
近江国・大津	森田孝平	旧国産方横浜店出身
同・水口	星野正志	ワットソンの代理
丹波国・笹山	横川規一	国産方横浜店に出入りしていた通弁（通訳）
美濃国・関	岡山席次郎	旧国産方横浜店出身。三井物産本店勤務。

資料）三井文庫所蔵史料（請求記号：統 47-9）に拠り作成。

注）1. この史料は本文で示した【資料 10】の文書の次に綴じられている。

2. 「笹山」は現在の「篠山」である。

従十年第三月 至第八月 精算表 横浜 製茶掛¹⁹⁾」と書かれたものがあるから、明治 10 年 3 月には早速、製茶事業が開始されたとみられる。明治 9 年に国産方と外商間で結ばれた約定である【資料 10】では、担当部署は「製茶局」とされていたのに、ここでは「製茶掛」となっている。その精算表には、明治 10 年 8 月中²⁰⁾の各製茶場の資本金と各製茶場の責任者名が書かれているが、それは表 3 の通りである。これを先に見た表 2 と比べると、当初想定された主任の 4 名は製茶場の責任者として各地に派遣されたが、想定通りの場所に充当されたのは滋賀県大津の森田孝平だけであったことがわかる。他の 3 名はどういうわけか、想定場所と異なるところに派遣されている。大津の森田孝平が筆頭に書かれていて、肩書きも他の 3 人が「支局主管」であるのに対して、森田だけ「支局長」である。だがその森田が管理した大津製茶場は資本金のみれば他の 3 ヶ所に比して最少の額である。4 ヶ所の資本金の合計は 5 万 1000 円余であるが、これは国産方、あるいは大元方から投じられたもので、三井物産は無関係であったとみられる。

その後、明治 10 年末から 11 年にかけての時期、国産方は製茶場を上記 4 ヶ所から、三重県など他にも拡大しようとしたようである。明治 11 年 1 月末に横浜製茶課から大元方に提出された書類では、「当課紅茶製造之義三重県下江

19) 三井文庫所蔵史料（請求記号：別 2597-4）。

20) ただし大津は 8 月 15 日時点、篠山は 8 月 23 日時点、関は 8 月 29 日時点、水口は 8 月 11 日時点というふうに場所によって日が異なる。

表 3 各製茶場の責任者と資本金（明治 10 年 8 月）

製茶場名	肩書き	人名	資本金（円）
大津	支局長	森田孝平	8,866
篠山（笹山）	支局主管	星野正志	12,050
関	〃	横川規一	14,180
水口	〃	岡山虎次郎	15,970

資料）三井文庫所蔵史料（請求記号：別 2597-3,4,5,6）に拠り作成。

着手いたし候²¹⁾という文言が出てくる。前年に「製茶掛」となっていた部署名が、この文書ではさらに「製茶課」と改められているのだが、この製茶課が三重県にも製茶場を設けようとしていたことがわかる。だが役所レベル（内務省勸農局）では、この製茶事業は国産方ではなく、三井物産の事業とみられていたふしがある。次の史料はそのことを示している。

【資料 12】紅茶試製場変換之義伺²²⁾

来春紅茶試製ノ義別紙之通り伺済相成居候処、熊本県ハ本年高知県下ニテ伝習相受候者共ヲ使用シ製造ヲ試ミ、又三重県下ハ三井物産会社ニテ着手可致段申出之趣モ有之、依テ本局試製伝習ノ位置鹿児島静岡岡県等へ変換致シ度、此段更ニ相伺候也（傍線部、筆者）

この時期、内務省勸農局が国内での紅茶生産振興のために各地に教師を派遣して紅茶製法の伝習を行っていた。熊本県では高知県で伝習を受けた者を用いて紅茶の試製をしたいが、三重県については三井物産が紅茶事業に着手しているの、それに任せて勸農局では伝習は実施せず、代わりに鹿児島県と静岡県で伝習を実施したいということを内務省の人見寧は述べているのだが、人見はここで「三井物産会社」という文言を用いている。

製茶場数の拡大に応じてか、製茶部門のトップの位置にいた高瀬英祐は明治 11 年 3 月 27 日にお雇い外国人の増員を願出ている（表 4）。これを表 1 と比べると、表 4 で筆頭の米国人ダブルユーエッチ・マカンブ以外は全員入れ

21) 三井文庫所蔵史料（請求記号：本 503-6）の「第弐号」文書。

22) 内務省勸農局御用掛人見寧提出の伺書（明治 10 年 12 月 10 日決判）：前掲、『農務顛末』第 2 巻、809 頁。

表4 雇外国人（明治11年3月27日）

国名	人名
米国	ドブルユーエッチ マカンブ
英国	フランク ユード
〃	ヘンリーエステージョンブロン
〃	セイムス グリン
〃	ヘロラドリネル
清国	唐 培生
〃	師 庄宣

資料）三井文庫所蔵史料（請求記号：追 579-9
の前部）に拠り作成。

替わっている²³⁾。また同じ3月27日付での製茶掛（部署の名が製茶課からまた製茶掛に戻っている）の人名が残されている（表5）。この表に拠ると製茶掛の人員は常員10名と臨時員14名に別れており、表で一番下の中野用助は2等書記の肩書きがあるから常員であると推測されるが、この中野を含んで合計25名で構成されている。この中野用助は国産方からその合併時にいったん三井物産横浜支店に入ったが、明治10年1月末に生糸取引で不都合を起こし解雇となった人物である。どういう経緯かは不明だが、その中野が国産方の製茶掛で雇用されたということになる²⁴⁾。また表2、表3では製茶場責任者として名が上がっていた岡山席次郎の位置づけが表5では、下位になっていることに気付く。岡山の位置づけが低くなったのと対照的に、森田孝平、星野正志、横川規一の3人は上位に居続けたが、石原昌雄がこの上位3人に次ぐ地位に就いているのがわかる。石原昌雄は明治9年まで内務省勸業寮13等出仕として勤務していたことが確認でき²⁵⁾、また明治10年11月末に内務省勸農局長から出された文書において、紅茶伝習のために派遣する吏員として名が上がっている²⁶⁾から、紅茶製造の専門家として製茶掛に招かれたとみてよいであろう。

23) 明治10年9月15日の『読売新聞』2面に国産方の製茶業に関する記事が掲載されているが、そこでは「支那人を雇って紅茶を製すにつき取締りのために頼んでいた英国人が此度帰国する」とあるから、この頃に英国人ゴールスミツは帰国したとみられる。

24) 前掲、「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第2号)132-133頁。

25) 寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第3巻(寺岡書洞、昭和52年)21頁。

26) 前掲、『農務顛末』第2巻、810頁。

表 5 製茶掛人員 (明治 11 年 3 月 27 日)

	肩書き	等級	人名
常員 (10名)	副支配人	4	森田孝平
	副支配人	4	星野正志
	1等書記	5	横川規一
	1等書記 静岡県出張中 支配人兼任製造方 監督	5	石原昌雄
	2等書記	6	青山貞三
	2等書記	6	小山久吉
	2等書記 静岡県出張中 出納方監督兼任	6	近藤軌四郎
	出納方兼庶務方	8	岡山厩次郎
	出納方下役	9	別所吾平
	庶務方	10	堀田仙太郎
臨時員 (14名)			村松吉平
			竜田弥助
			岩田甚兵衛
			堀 正平
			山田七三郎
			田中政次郎
			大石栄次郎
			石田猶助
			渡辺 定
			谷田彦三郎
			小西厩三郎
			笹尾易之助
			内田定敦
		小山藤三郎	
	2等書記 本課留守居		中野用助

資料) 三井文庫所蔵史料 (請求記号: 追 579-9 の後部) に拠り作成。

表4、表5の作成で依拠した書類の日付から2ヶ月たった明治11年5月27日付で、製茶掛の規則が制定されている。この規則²⁷⁾は「三井組製茶掛規則」、「三井組製茶掛本店規則」（以下、「本店規則」）、「三井組製茶掛支店規則」（以下、「支店規則」）の3種から成るものであり、最初の「三井組製茶掛規則」の第1条でまずこの部署の名称は「三井組製茶掛」とするとされており、ここでは「国産方」の文言は付けられていない。そして同「規則」第2条では、この製茶掛の本店・支店組織を表6のように設け、第3条で「製造所ハ各店ニ属」するものとしている。これを表3と比べてみると、静岡県に2ヶ所、三重県にも2ヶ所の支店・製造所が増設され、岐阜県の関がなくなっている。規則の第2条では、「事務ノ進歩スルニ随ヒ営業ノ便宜ニ応シ支店ヲ増加シ地所ヲ変換スルヲアルヘシ」と謳われているが、1ヶ月後の6月28日付で三井組大元方に提出された「製茶場支店設立御届²⁸⁾」という書類に抛れば、表6にある支店に加えて、さらに三重県安濃郡椋本村と滋賀県甲賀郡土山に支店が設けられていることがわかる。安濃郡椋本村支店は駒田作五郎屋敷に、また甲賀郡土山支店は土山庄九郎屋敷に設置というように書かれている²⁹⁾。5月末時点で設けられていた三重県の1支店と静岡県の2支店も個人の屋敷が書かれている（三重県四日市支店のみ三井銀行の持ち家に設置）から、地元の有力者に委託してその屋敷内に支店・製茶場を新設したとみられる。規則の第5条では、この製茶掛では「印度製茶法ニ倣テ紅茶」を製造して海外に輸出する、としている。明治9年9月時点では、「支那製方^(法)」による紅茶製造が意図されていたのに、ここではインド製法に変更されている³⁰⁾。そして第6条では、製造され

27) 三井文庫所蔵史料。「三井組製茶掛規則」（請求記号：別 2597-1）は全部で30ページから成る活版の小冊子であるが、この冊子の11ページ目からが本店規則である。「三井組製茶掛支店規則」の請求記号は別 2597-2。

28) 三井文庫所蔵史料（請求記号：別 2597-11）所収。

29) 同前。

30) インド製法への転換については、内務省勸農局での方針転換が影響しているとみられる。明治9年に内務省勸業寮はインド紅茶の調査のために、13等出仕の多田元吉にインド出張を命じた。同年3月14日に多田元吉は御雇の石河正龍、梅村精一とともに横浜を発ち、香港などを経由した上でインドに入り、精力的に視察・調査を行った。多田元吉が紅茶製造機械を購入して東京に戻ったのは明治10年2月9日である。多田の帰国後、内務省はインド製法に転換してい

た紅茶は、「外国人ニ托シテ海外ニ輸出シ売捌ヲ為サシム」としている。三井組で製造する紅茶ならば、三井物産に委託して海外輸出する可能性もあったと思われるが、わざわざ外国人に委託すると謳っているのは、この事業が外商との合弁によって成立した事情が影響しているのであろう。

常員と臨時員は本店と支店の両方にいたが、本店の常員は、取締役、副取締役、支配人、副支配人、1 等書記、2 等書記、3 等書記、出納方、出納方下役、庶務方から構成され³¹⁾、支店の常員は「製造期間内本店ノ常員地方ニ出張スル者」とされた³²⁾。一方、臨時員は本店のものは「事務ノ繁閑ニ随ヒ」取締役の見込みで雇入れられるもの³³⁾で、支店の臨時員とは「本店臨時員ノ地方ニ出張スル者及ビ支店常員ノ見込ニヨリ地方ニテ雇入レタル者」と規定されている³⁴⁾。臨時員には外国人も含まれており³⁵⁾、明治 11 年 3 月 12 日付の「出張御届³⁶⁾」

表 6 三井組製茶掛の本・支店組織（明治 11 年 5 月 27 日）

店	場所
本店	神奈川県横浜元浜町1丁目2番地
支店	静岡県榛原郡金谷宿（新設）
	静岡県周智郡森宿（新設）
	兵庫県多紀郡笹山
	滋賀県志賀郡大津
	滋賀県甲賀郡水口
	三重県度会郡山田（新設）
三重県三重郡四日市（新設）	

資料) 三井文庫所蔵史料(請求記号:別 2597-1)
に拠り作成。

き、明治 11 年 1 月 17 日に勸農局から「紅茶製法伝習規則」が公布された時、その冒頭「要旨」の中で、「曩ニ委員ヲ印度支那ニ派遣シ其製方ヲ研究セシメシニ、印度ノ製最モ精良ニシテ其声価諸州ニ冠タリ」とされている。この辺の事情については、前掲、『農務顛末』第 2 巻、811 頁、1144-1178 頁。川口国昭・多田節子『茶業開化』（山童社、平成元年）を参照。

31) 「本店規則」第 1 条。

32) 「支店規則」第 6 条。

33) 「本店規則」第 2 条。

34) 「支店規則」第 6 条。

35) 「本店規則」第 18 条。

36) 三井文庫所蔵史料(請求記号:別 2597-11) 所収。

と題された大元方宛書類では、表5で「常員」として名があがっている日本人以外に、表4で名がある「ヘンリーエステージョンブ라운」、「フランクユード」、「ダブルユーエッチ マカンブ」らが各地に派遣されていた旨記載されている。また同年4月22日付の「御届³⁷⁾」と題された大元方宛書類では、36名もの清国人が各製茶場に派遣された旨の記載がある。「支那」製法から「印度製法」への転換がみられたとはいえ、製茶職工としては相変わらず清国人が多く雇入れられていたようである。このように、この製茶掛事業は横浜の本店から静岡、三重、滋賀、兵庫（笹山）などの支店に常員や外国人が派遣されることが前提となっているので、旅費に関しても規定があり、そこでは鉄道が京浜間、京阪神間で開通してそれほど時間がたっていない明治11年という時点ですでに鉄道を使用し、あるいは海路は三菱の汽船を用いることが規定されている³⁸⁾。

給与については、本店常員の月給は表7のように定められたが、これらの本店常員が支店に出張して製造に従事している間は、表7の月給額の2倍を支

表7 本店常員の月給額

職位	等級	月給額
取締役	1級	50円
副取締役	2級	35円
支配人	3級	25円
副支配人	4級	20円
1等書記	5級	15円
2等書記	6級	12円50銭
3等書記	7級	10円
出納方	8級	7円50銭
出納方下役	9級	5円
庶務方	10級	4円

資料) 三井文庫所蔵史料(請求記号:別 2597-1)に拠り作成。

37) 同前。

38) 「本店規則」第60条、第61条。

給することとされている³⁹⁾。例えば、表 7 で取締の月給額は 50 円であるが、取締が支店に派遣されている間はその月給額は 100 円に跳ね上がったことになる。臨時員については、「進退、給料ヲ定ムルハ一切取締ノ手限り⁴⁰⁾」とされ、取締の裁量が大きかったことがわかる。取締は「三井組大元方ノ撰挙ニ委スト雖、必ス五千円以上ノ家産ヲ有スル者ニ限ルヘシ⁴¹⁾」とも規定されており、製茶掛の最高位である取締（高瀬英祐）には大きな権限が与えられているとともに、彼がなかなかの資産を有していたことが示唆される。また賞与については「配当」と「慰勞」に分けられ、配当は常員にのみ支給されたが、慰勞は常員、臨時員を問わず「労力ノ多少ト事務ノ拳否ニ随ヒテ」、すなわち労力の多寡と業績に応じて支給することとされた⁴²⁾。そして勤務時間と休日については、「此掛ノ事務取扱時間ハ日曜日及ヒ一般ノ祝日ヲ除クノ外毎日午前八時ヨリ午後四時ニ至ル」、「日曜日ト一般ノ祝日ヲ以テ休暇ト定ム⁴³⁾」としているが、この勤務時間はおそらく本店のみで適用されたとみられる。

製造現場である支店については、「製造ト運輸ヲ以テ専務」とし、「茶樹、茶場ヲ買入レ、時々ノ人夫ヲ雇入ル、⁴⁴⁾」と規定されている。支店にも本店同様に常員と臨時員がいたが、支店常員とはすでに見たように、紅茶製造の時期に本店の常員が「地方ニ出張スル者」であり、支配人、製造方監督、出納方、茶場買入方、庶務方で構成された⁴⁵⁾。支店臨時員は本店臨時員が地方に出張する者と、支店常員の見込で地方で雇入れた者の 2 種から成っており、臨時員の進退は「(支店) 支配人ノ見込ニ抛ル」ものとされた⁴⁶⁾。そして支店で実際に紅茶製造に従事したのは「人夫」であり、「人夫ハ 50 人ヲ 1 組トナシ、組毎ニ組頭一人ヲ置キ、製造監督ノ指揮ヲ受ケ人夫ヲ使役シ、其勤怠ヲ視察ス⁴⁷⁾」

39) 「本店規則」第 3 条、第 4 条。

40) 「本店規則」第 17 条。

41) 「本店規則」第 15 条。

42) 「本店規則」第 10 条。

43) 「本店規則」第 71 条、第 72 条。

44) 「支店規則」第 2 条、第 3 条。

45) 「支店規則」第 6 条、第 7 条。

46) 「支店規則」第 6 条、第 10 条。

47) 「支店規則」第 18 条。

と規定されているから、各支店では周辺地域から多数の夫夫が雇用されていたとみられる。そしてこれら夫夫の賃金は「毎日之レヲ払渡スヘシ⁴⁸⁾」とされていて、日給であったことがわかるが、賃金は夫夫それぞれに渡されたのではなく、監督役から組頭に渡し、さらに組頭から夫夫に渡すと規定されている⁴⁹⁾。大量に雇入れられた夫夫が、監督役の監視・指揮の下、清国人の製茶職工から技術的な指導を受けて製茶事業が進められたとみてよいであろう。

(3) 廃業

ここまで見てきたように、三井組国産方の製茶事業は、明治10年3月頃には開始され、明治11年5月末には部署名も製茶掛と名称変更もなされていたようだが、この事業はごく短期間で終焉を迎えることになる。まず静岡の金谷と森の製造場が「11年限り閉場⁵⁰⁾」となっており、明治12年3月には全てが廃業となった。その活動期間はわずかに2年ほどであったということになる。【資料10】に付随して述べたように、国産方の製茶業はもともとワットソンら外商との間で明治9年9月1日から3年という期間で結ばれた約定に基づいて開始されたものであったが、約定締結から3年を待たず、2年半ほどで廃業になったことになる。

廃業に際して、明治12年2月には静岡の金谷、森の製茶場や諸器具一切は売却されており⁵¹⁾、また3月8日付で、表8のように、常員と臨時員、合わせて26名に対し合計1,587円の慰労金が支給されている⁵²⁾。全体的に臨時員よりも常員に対して多額の慰労金が支給されているが、本店臨時員遠州製造人の村松吉平⁵³⁾には筆頭の森田孝平らと同じ最高レベルの150円が支給されており、そのような例外もあったことがわかる。1年前の明治11年3月の製茶

48) 「支店規則」第16条。

49) 「支店規則」第19条。

50) 明治12年1月25日付「御届」（三井文庫所蔵史料〈請求記号：別2597-11〉所収）。

51) 明治12年2月8日付で遠州金谷から高瀬英祐が東京三井組大元方役場あてに出した文書（三井文庫所蔵史料〈請求記号：別2597-11〉所収）。

52) 表5の田中政次郎、内田定敦が表8では「政二郎」、「貞敦」の表記になっているのは誤記ではなく、史料のママである。

53) 村松吉平はもともと横浜の茶商であったという。前掲、『茶業開化』218頁。

掛人員（表 5）で最上位に書かれていた 4 名には、その村松吉平と同じ 150 円という最高レベルの慰労金が支給されているが、この 4 名のうち篠山支店主任であった横川規一は、明治 11 年中に「地方人民と支店トノ間に紛擾」が起こり、その紛擾を鎮めることができず、製茶掛トップにいた高瀬英祐に辞任を申

表 8 製茶掛廃業時の慰労金支給状況（明治 12 年 3 月 8 日）

肩書き	氏名	慰労金額 (円)
4級常員副支配人大津主任	森田孝平	150
〃 南勢主任	星野正志	150
5級常員1等書記笹山主任	横川規一	150
〃 遠州主任	石原昌雄	150
本店臨時員遠州製造人	村松吉平	150
6級常員2等書記水口支店主任	青山貞三	125
〃 土山支店詰	近藤軌四郎	125
〃 北勢主任	小山久吉	125
〃 水口支店詰	中野用助	125
8級常員出納方遠州支店詰	岡山厩次郎	75
〃 遠州支店詰	別所吾平	75
10級常員庶務方南勢支店詰	堀田仙太郎	25
臨時員大津支店詰	竜田弥助	15
〃 南勢支店詰	岩田甚兵衛	15
〃 南勢支店詰	山田七三郎	12
〃 笹山支店詰	小西厩三郎	10
〃 笹山支店詰	渡邊 定	10
〃 笹山支店詰	谷田彦三郎	10
〃 大津支店詰	田中政二郎	10
〃 土山支店詰	大石常二郎	10
〃 北勢支店詰	笹尾易之助	10
〃 水口支店詰	石田猶助	10
〃 大津出張処課詰	内田貞敦	20
〃 遠州支店詰	小山藤三郎	10
〃 森町支店詰	小林藤太郎	10
〃 金谷支店詰	伊藤作太郎	10

資料)「三井組製茶掛廃社ニ付本課常員及臨時員江慰労金配当録」(三井文庫所蔵史料〈請求記号:別 2597-7〉所収)に拠り作成。

出て、それが受理された経緯があった⁵⁴⁾にもかかわらず、減額なく森田孝平、星野正志、石原昌雄らと同じ150円の慰労金である。またこの表8には製茶掛のトップの地位にあった高瀬英祐の名が載っていないが、高瀬に慰労金が支給されたのかについては史料を欠く。

さらに表8と表6と見比べると、三重県の2支店のうち四日市は北勢支店、山田は南勢支店と改称され、また静岡に遠州支店、滋賀県に土山支店が追加で設けられていたことがわかる。先に表3と表6を見比べた時に、静岡県と三重県に支店が新設され、また岐阜県の関がなくなっていることを指摘したが、わずか2年半ほどの間に国産方（製茶掛）の製茶事業ではかなり頻繁に支店の新設、廃止がなされていたことが知られる。また表8で筆頭にあがっている森田孝平が一貫して滋賀県の大津で勤務した以外は、主任クラスの人員は各支店（製茶場）の間を転々としていたことが指摘できよう。

ちなみに明治9年以来、取締として製茶掛を取り仕切ってきた高瀬英祐は、この閉業後も三井に関係したようであり、明治22年の新聞に「三井銀行代言人」、明治23年の新聞では「三井銀行副長西村虎四郎代人」として名前が登場する⁵⁵⁾。製茶掛のその他の人員はほとんど全て解雇になったとみられるが、かつて国産方から三井物産に入ったものの、不都合を起こして解雇された後、製茶掛で雇入れられた中野用助は、明治14年には三井物産に復帰している⁵⁶⁾。

3. 三井物産と紅茶事業

(1) 三井物産の紅茶製造事業

本稿の第1節「三井物産による製茶業開始の模索」において、三井物産がその開業年の明治9年に、内務省勸業寮・勸商局との交渉を重ねながら三井銀行の横浜支店の土蔵で緑茶製造を模索していたものの、その年の末にその計画が

54) 「御届」（三井文庫所蔵史料〈請求記号：別2597-11〉所収）。この笹山支店の「紛擾」も関係していたと思われるが、製茶掛の閉鎖後、笹山では土族木戸篤敬が延滞金支払いを求める裁判が起こされるなど閉業には困難も伴ったようである。「高第二号」と題された明治12年6月16日付、丹波笹山からの文書（三井文庫所蔵史料〈請求記号：別2597-11〉所収）参照。

55) 『東京朝日新聞』明治22年9月26日、1面。同紙、明治23年12月12日、1面。

56) 前掲、「史料紹介」三井物産会社「日記」（第2号）132頁。

頓挫したことを示した。

同じ明治 9 年中に三井組国産方では外商ワットソンらと合弁の約定が結ばれていたが、それに基づいて翌 10 年 3 月には、国産方で紅茶製茶事業が開始され、【資料 11】に付随して述べたように、三井物産からは岡山厩次郎が国産方の製茶掛に移籍していた。

さらに明治 11 年 2 月には、物産「日記」で次のような記事がある。

【資料 12】物産「日記」⁵⁷⁾

(明治 11 年 2 月 8 日の条)

一、熊谷義一、ワットソン、カラバ来訪

(同年 2 月 22 日の条)

一、熊谷義一為紅茶製造雇入、月給廿円支給之指令書相渡候事

ここで出てくる熊谷義一とは、本稿「はじめに」の【資料 2】にある「熊谷ト云フモノ⁵⁸⁾」であり、【資料 5】でもフルネームで登場するが、彼は内務省勸農局の官吏⁵⁹⁾であった人物で、上の資料によれば明治 11 年 2 月上旬に、ここまでたびたび名前が出てきた横浜在留の外商ワットソンらとともに三井物産を訪れたという。ワットソンは三井組国産方に製茶業の話を持ちかけただけでなく、三井物産にも持ちかけたということであろうか。そして 2 月下旬には三井物産はこの熊谷に紅茶の製造をさせるために、月給 20 円で雇入れることになったことが上の記述から知られる。

さらに 3 月になると次のような記載がみられる。

【資料 13】物産「日記」

(明治 11 年 3 月 1 日の条)

一、横浜支店加藤孝平製茶所出張申付、尤右事務取扱中は本社より支給直送方馬越江申越ス

57) 「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第 3 号・第 4 号)『三井文庫論叢』第 43 号(平成 21 年)、267 頁、271 頁。

58) 本文の【資料 2】で示したように、益田孝は「物産会社ヨリ熊谷ト云フモノヲ印度ニ派遣シテ製法ヲ研究セシメ」たと回顧しているが、益田は政府からインドに派遣された多田元吉と熊谷を混同しているのではないかと思われる。前掲、『茶業開化』81-87 頁。

59) 前掲、寺岡編『明治初期の官員録・職員録』第 3 巻、141 頁。

- 一、製茶主任熊谷義一江金百円旅費等引当として払渡ス、尤忒等ニ準ス
- 一、加藤孝平へ三等旅費片道并滞留日当三十日分、秋本俊介ハ社外ニ付船賃其外片道支出へ実地日給ハ熊谷より一般雇入方日給ニ委託ス
(同年3月9日の条)
- 一、熊谷義一其外西京へ四日午前着、五日西京へ罷越候段加藤孝平より申来り候事

3月1日の記述からは、まず三井物産横浜支店の加藤孝平に製茶所への出張を命じたが、その出張中は三井物産から、この加藤に給与を支給する措置がとられたことがわかる。また2月に雇入れられていた「製茶主任」熊谷には100円の旅費が支給され、加藤孝平にも旅費と30日分の出張滞在日当が支給されたことがわかる。旅費を支給された熊谷義一や加藤孝平らは、西京（京都）に出張したということが3月9日の記述からわかる。

加藤孝平に30日分の滞在日当が支給されたから、彼はもともと1ヶ月程度の出張が想定されていたのであろう。この加藤には明治11年末の賞与的な「慰勞金」が三井物産において60円支給されている⁶⁰⁾から、製茶場への移籍ではなく出向であったとみてよいであろう。一方、熊谷義一にはこの「慰勞金」が支給されていないから、彼は三井物産社員ではなく、製茶場の「製茶主任」になったとみられる。物産「日記」からは、熊谷義一が明治11年9月末にいったん京都から東京に戻ってきたこと、さらに京都に向かった熊谷が翌12年1月半ばに再び東京に戻ってきたことを書き留めている⁶¹⁾から、熊谷の京都滞在は長期におよんだことがわかる。

(2) 内務省勸農局御用 一紅茶伝習所製品の輸出業務一

三井物産は、国内各地に設けられた紅茶伝習所で作られた紅茶の海外輸出を内務省勸農局から明治11年8月に委託されている。その際、勸農局から交付

60) 前掲「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第2号)」226-230頁に「明治11年社員分賦金」リストがあり、その227頁に加藤孝平の名がある。三井物産から国産方の製茶掛に移籍した岡山厩次郎と中野用助は当然というべきか、このリストには名はない。

61) 物産「日記」第5号(三井文庫所蔵史料、請求記号：物産5)明治11年9月27日の条、同第6号(同、請求記号：物産6)明治12年1月16日の条。

された「命令状⁶²⁾」では、まず第 1 条で、伝習所製の紅茶を三井物産の「欧州支店」で売捌くよう指示されている。この時点での三井物産の「欧州支店」とは、厳密にはパリ支店のみだが、少し後に伝習所紅茶のロンドンにおける売捌報告書⁶³⁾が三井物産ロンドン代理店を任されていたロバート・W・アルウィンから提出されるから、そのロンドン代理店も含まれていたとみられる。また「命令状」の第 4 条では欧州に送り出す紅茶の運賃と保険料は勸農局で負担するが、付保の手続きは三井物産が行うこと、第 8 条では紅茶の販売と保険付保に関する手数料として「欧州於テ売捌ノ代価百分ノ二五、本邦ニ於テ諸入費引去り残金収納高百分ノ二五ヲ給与スヘキ事」、すなわち欧州での販売代価の 2.5%と諸費用を差し引いた残金の 2.5%を三井物産に支払うことなどが記されている。だがこの時期の三井物産の総勘定書をみても、明治 12 年のものに「勸農局紅茶 313 個英国ニテ売捌手数料入ル⁶⁴⁾」として 69 円 49 銭 6 厘が計上されている程度であり、それほど利益を得ていなかったようである。創業期の三井物産は、大蔵省依頼の米穀国内買付けや米穀輸出、あるいは工部省依頼の三池炭輸出業務で莫大な利益を上げていたが、それらの御用商売に比べると、この内務省勸農局依頼の紅茶輸出業務からあがる利益は極めて少額であったと言ってよい。

(3) 京都の茶園

一方、三井物産は上述の紅茶生産では、巨額な損失を出していた。表 9 は総勘定書類から製茶業に関わる事項を抜粋したものであるが、明治 11 年に三井物産が紅茶製造を始めるに際しては、27,467 円 23 銭 8 厘が充当されたということが、表 9 の番号①の記載事項から知られる。そのような巨費を投じて開始された紅茶製造業であったが、同表の番号②～⑥からは、この事業から利益は上がらず、損失が嵩んできたので、連年、貸倒引当金の類いが計上されていったことが読みとれる。表 9 からは、結局この紅茶製造事業で三井物産がど

62) 前掲、『農務顛末』第 2 巻、829-831 頁。

63) 同前、831-835 頁。

64) 「明治 12 年度損益勘定ノ内 第五号明細書 諸売買品手数料并勘定書」(三井文庫所蔵史料〈請求記号：物産 531-3〉)「口銭勘定明細書 入金之部」。

表 9 三井物産紅茶製造事業の損益状況

番号	年(明治)	勘定科目・項目	金額	摘要	史料(請求記号)
①	11年	製茶未決算勘定	27,467円23銭8厘	製茶用ニ付渡シ金	物産530-1
②	〃	製茶損金引当金	29,000円	西京製紅茶欧州輸出并現品ニ対シ損金引当金	物産530-3
③	12年	製茶未決算勘定	34,348円88銭7厘	明治11年中製造紅茶売買損金未決ノ分。但シ11年并12年益金ヨリ此損金ヘ対シ3万5千円取除キ置ク	物産531-1
④	〃	総損益勘定書 損金之部	6,000円	11年中製造紅茶引当損金ニ除キ置ク。但シ欧州ヘ送りシ分尚不足スヘキヤ難斗ニ付引当除キ置ク	物産531-2
⑤	〃	預り金勘定 借	29,000円	西京山科製茶損金ニ対シ11年益金ノ内ヨリ取除キ置ク	物産531-1
⑥	13年	滞貸引当金勘定	786円80銭4厘	西京ニテ製シタル紅茶滞り貸金ノ内へ入金高	物産532-1

注) 1. 史料は全て三井文庫所蔵のものである。

2. 「年(明治)」という欄は、どの年の総勘定書類に記載されているかを示している。

れほどの損失を出したのかは、確定的なことはいえないが、同表の③、⑥の額を足して、損失額は少なくとも 35,000 円余りに達したのでであろうと推測される⁶⁵⁾。その表9で注目したいのは、番号②、⑤、⑥の「摘要」欄にあるように、京都以外での製茶事業の記載がみられないことである。三井物産の紅茶製造は京都のみでなされたとみられる。特に番号⑤の摘要欄で「京都山科製茶」とあるから、京都の山科地区でなされていたとみてよいであろう。

三井物産の前身である先収会社は、京都の山科に茶園を有し、製茶業を営んでいたことがあった。明治9年の三井物産発足に際し、その京都・山科の茶園は先収会社の首脳であった井上馨、益田孝、木村正幹、吉富簡一の4人で組合を組織し、製茶業は継続することとされ、三井物産開業後も益田孝が出張で京都に赴いた際、明治9年7月末と翌10年5月18日にこの茶園に立ち寄って点検していたことが、益田の手記に記されている⁶⁶⁾。明治11年2月に内務省

65) 例えば、表9の番号②で29,000円の損失引当金が立てられているのは、番号①の事業開始に際しての「渡シ金」27,467円23銭8厘を含んでいるのか、含んでいないのか断定できない。また番号②と③の摘要欄からわかるように、これらの引当金は明治11年の分が重複しているとみられる。番号②の29,000円の損金引当金に番号①の事業開始に際しての「渡シ金」27,467円23銭8厘を含んでいるのであれば、損失額は②、③、⑥を合計した35,786円余、番号②に①の「渡シ金」が含まれず、別の損失とされたのであれば、①、②、③、⑥を合計した63,254円余であったのではないかと思われる。ここで本稿の冒頭で紹介した益田孝の回顧である【資料1】、【資料2】を再び参照すると、そこで益田は紅茶製造事業から10万円を超える損失を出したと語っているが、上述の35,786円余、63,254円余はいずれも10万円に遠く及ばない。

66) 安岡重明・木山実「史料紹介」益田孝『備忘録』(写本)、『三井文庫論叢』第30号、平成8

勸農局から熊谷義一を招いて「製茶主任」とし、三井物産から加藤孝平を出向させて紅茶製造を行ったのは、従来から維持してきたこの山科の茶園だったと推測される。

ところで、前節では三井物産にいた岡山席次郎や中野用助が三井組国産方（製茶掛）に移籍して勤務していたことを述べたが、上でみた「製茶主任」の熊谷義一や、あるいは加藤孝平の名前は国産方の紅茶製造の史料には出てこない。またこれも前節でみたように、国産方（製茶掛）が設けた種々の製茶場のなかで京都・山科に設けたものはない（表 2、表 3、表 6、表 8 を再び参照されたい）。三井物産の紅茶製造事業は、国産方（製茶掛）のものとは別の事業として経営されたと考えられる。

(4) 岐阜県・関の製茶場

三井物産と三井組国産方製茶掛の製茶事業はまったく没交渉であったわけではない。例えば前節で、明治 10 年 8 月時点での三井組国産方の製茶掛は岐阜県の関に製茶場を有した（表 3 参照）のに、翌 11 年 5 月末には、その関の製茶場が無くなっている（表 6 参照）ことを指摘したが、これについて、明治 11 年 6 月末の国産方製茶掛の文書では、「関支店ハ三井物産会社照会ノ次第モ有之、本年閉業⁶⁷⁾」と記されている。三井物産の「照会ノ次第」もあったので本年（明治 11 年）に閉業したというのであるが、これだけでは内容が不明確であろう。岐阜県庁が内務省勸農局長宛に発した文書に次のような記載がある。

【資料 14】岐阜県紅茶伝習所設置請求の願書⁶⁸⁾

… 明治十年三井物産会社ニテ支那人数名ヲ傭聘シ武儀郡関村ニ於テ紅茶製造ニ著手ノ事モ有之候処、惜哉同年ハ創始ノ事ニテ人民モ未慣、加ルニ同社出張員所置ノ宜キヲ得サルヨリ生葉ヲ販売スルモノモ多少損失ヲ醸シ大ニ土地ノ景気ニ関シ且該茶製造ニ付疑團ヲ生スルモノ有之ニ至レリ…
(中略) … 同年（明治 11 年—筆者注）三井物産会社々員熊谷義一ナル者

年) 294 頁 (明治 9 年 6 月 24 日の条)、295 頁 (明治 9 年 7 月 29 日の条)、304 頁 (明治 10 年 5 月 18 日の条)。

67) 「製茶場支店設立御届」(三井文庫所蔵史料〈請求記号: 別 2597-11〉所収)。

68) 前掲、『農務顛末』第 2 巻、904-905 頁。

県下ニ派出、前記関村外一ヶ所ニ仮製造所ヲ設ケ是又生徒募集シタルニ其
所置宜キヲ得、克ク其業ヲ竣ヘリ…（中略）… 明治十三年ハ武儀郡関
村ニ於テ紅茶製造伝習所御開設相成候様致度此段^(別)訳テ及御依頼候也

明治十二年十一月十八日 岐阜県令小崎利準

勸農局長

大藏大輔松方正義殿代理

内務少書記官橋本正人殿

すでに述べたように、この時期、日本国内各地に紅茶の伝習所が相次いで設けられていたが、この史料は岐阜県令が、岐阜県にも伝習所を設置してほしいと勸農局長に願出しているものである。【資料 14】の冒頭では明治 10 年に三井物産が清国人数名を雇入れて岐阜県の関で紅茶製造を始めたと書かれているが、ここまで見てきたように、関の製茶場は三井物産ではなく三井組国産方の製茶掛が始めたものであり、県内で三井系の事業体として、三井物産と国産方製茶掛を混同しているのであろう。国産方製茶掛による関での紅茶生産は損失も出て、すぐに頓挫したようである。これもここまで三井文庫所蔵史料に拠って確認した事項と齟齬はない。そして注目すべきは、明治 11 年には三井物産が熊谷義一を岐阜県に派遣して、関と他にもう 1 ヶ所で生徒募集もしながら紅茶製造を行ったところ、首尾良くこの事業を行うことができたというのである。本節で明治 11 年に三井物産が内務省勸商局にいた熊谷義一を招いて「製茶主任」として、京都・山科の茶園に派遣して紅茶製造に従事させていたのであろうと述べて来たが、上の【資料 14】に拠ると、三井物産は熊谷を京都だけでなく、岐阜県にも派遣していたというのである—ただし管見の限りでは三井物産側の史料では熊谷義一の岐阜県への派遣は記されていない。岐阜県での三井物産による「仮製造所」がうまくいったことで、岐阜県としては翌年の明治 13 年には紅茶伝習所を設置してほしいと勸農局に願出しているわけであるが、これに関連する下のような記述が物産「日記」にみられる。

【資料 15】物産「日記」明治 13 年 5 月 8 日の条⁶⁹⁾

69) 物産「日記」第 8 号（三井文庫所蔵史料、請求記号：物産 8）。

一、濃州武儀郡関村ニ有之当社持茶製処在品悉皆勸農局紅茶掛上林松寿ヨ
リ買取方上申之趣ヲ以本日同局へ呼出相成候間、速ニ売上可仕ニ付四日
市支店江右書付差廻し代金引換相渡可申段申越ス

ここでは、明治 13 年 5 月 8 日時点では、三井物産が岐阜県・関の「製茶処」を「当社持」、すなわち三井物産所有であるとしているのである。この三井物産所有の製茶場を勸農局が買取りたいと申し出ているというのであるが、それは【資料 14】でみたような岐阜県令から勸農局長宛の願書に対応したものであったとみてよいであろう。

上で明治 11 年 6 月末の国産方製茶掛の文書に、「関支店ハ三井物産会社照会ノ次第モ有之、本年閉業」と記載されていると述べたが、【資料 14】、【資料 15】の内容と合わせて考えると、国産方製茶掛が岐阜県・関で始めた製茶場は、明治 11 年以降、三井物産が継承していたとみてよいであろう。しかしこの関の製茶場の業績については、総勘定書類には記載はみられない（表 9 参照）。

(5) 三重県安濃郡椋本村の製茶場 — 駒田作五郎のこと —

国産方製茶掛が明治 11 年 6 月頃に設置した三重県安濃郡椋本村の支店（製茶場）も三井物産が関係したとみられる製茶場である。すでに前節で述べたように、この支店は駒田作五郎の屋敷に設けられたものであるが、この駒田作五郎は同地でも屈指の製茶業者である。

内閣の公文書『公文雑纂⁷⁰⁾』や農林省発行の『農務顛末⁷¹⁾』には駒田作五郎の経歴が書かれているが、それらに拠ると、駒田は嘉永 2 (1849) 年 10 月 29 日生まれで、慶応 3 年に三重県で茶園を開拓し、職人を江州から雇入れて製茶を始めたという。明治 10 年に茶価が大暴落した際、同業者の多くが茶園維持に苦しんだものの駒田は屈せず、なお茶園を買い足して一番茶芽を宇治製法で、二番茶芽を紅茶にし、この海外輸出を目論んだ。明治 11 年には自ら横浜に赴いて「三井組ト協議ヲトケ自宅ニ紅茶製造所ヲ設ケ英国人及支那人等ヲ

70) 『公文雑纂』明治 24 年・第 3 巻・内閣各局 3・勲章局 2「三重県平民駒田作五郎へ藍綬褒章授与ノ件」（国立公文書館デジタルアーカイブ：インターネットで閲覧可能）。

71) 前掲、『農務顛末』第 2 巻、1315-1317 頁。

雇⁷²⁾」入れ、製茶業の伝習を行い、数万斤の紅茶を製造したという。明治11年に駒田が自宅で紅茶製造を始めたという記述は、三井組国産方製茶掛の史料の記録と符号しているといつてよい。だがその時期、駒田作五郎は三井物産の社員でもあった。当時、三井物産は1年毎の決算で利益が出た場合、社員に分賦金という名の賞与に類するものが年末に支給されていたが、「社員分賦金」の一覧⁷³⁾に拠ると、駒田作五郎には明治10年末に75円、11年末には40円が支給されているのが確認できる。ただし11年の方には「退社ニ付手当」と書かれているから、同年中に駒田は三井物産を退社したとみられる。明治10年、11年の「社員分賦金」の一覧では駒田の氏名の横に「四日市」と記されているから、彼は三井物産の四日市支店で勤務していたとみてよいだろう。駒田の三井物産在職中、物産「日記」には、駒田のことが何度か登場するが、それは彼が米穀取引に関わっていたことを示すものであり、製茶関係の記載はみられない⁷⁴⁾。駒田作五郎の屋敷での紅茶製造について、太政官の公文集である『公文録』では、「駒田作五郎ノ所持スル家屋ニ於テ、三井物産会社ヨリ英人及支那人ヲ雇ヒ紅茶ヲ製造セリ⁷⁵⁾」とされており、前節でみた内務省勸農局の人見寧が三井組国産方製茶掛と三井物産を混同したのと同じ状況がここでもみられる。

三井物産を辞めた後、駒田は紅茶製造を続け、明治16年3月に三重県製茶専門会が組織された際にはその会頭になっている。翌17年5月には駒田作五郎を含む三重県下の製茶業者が結集して三重県製茶会社が設けられた。この会社は製茶のアメリカへの直輸出を目的とするものであり、対米輸出は横浜在留のウォルシュ・ホール商会（アメリカ一番館、通称「亜米一」）に委託されている⁷⁶⁾。製茶の直輸出を目的とするならば、外商ではなく、また駒田作五郎がかつて勤務した三井物産に委託してもよさそうなものだが、明治12年に開設

72) 同前、1316頁。

73) 明治9-12年の「社員分賦金」の一覧が前掲、「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第2号)221-234頁に掲載されている。

74) 例えば物産「日記」明治10年7月30日の条に「四日市駒田より米代金千円内券二面到来ス」というような記載がある。前掲、「〈史料紹介〉三井物産会社「日記」(第3号・第4号)201頁。

75) 『三重県史』資料編・近代3・産業・経済(三重県、昭和63年)159頁。

76) 同前、160-172頁。

されていた三井物産ニューヨーク支店はこの時、すでに閉鎖されていたから、三井物産に委託するという方法は採用しえなかったとみられる。だがウォルシュ・ホール商会は、三井物産社長の益田孝がかつてクラークとして、明治 3 年から勤務したことがある商社であり⁷⁷⁾、先取会社時代や三井物産開業後も益田孝はこの商会との関係を維持していたから、三重県製茶会社とウォルシュ・ホール商会の仲介をしたのは、益田孝であったのではないかと考えられる。

むすび

以上、三井組国産方と三井物産による製茶事業および紅茶製造について、筆者が知りうる資史料はほとんど提示した。明治 9 年 11 月に三井物産に合併される前に、三井組国産方は外商ワットソンらから製茶事業を持ちかけられたために、その外商との約定を優先して国産方の製茶部門は三井物産には合流しなかった。そして翌 10 年に国産方は外商と合併で製茶事業を開始するが、三井物産も前身の先取会社時代に所有していた京都・山科の茶園を維持しており、明治 11 年には内務省勸農局の熊谷義一を招聘して紅茶生産への本格参入を始めた。だがこれらの事業はいずれも業績あがらず、短期のうちに終焉を迎える。

本稿では三井組国産方の製茶部門（製茶掛）と三井物産の製茶部門は、別のもので経営されていたとみているが、前節でみた岐阜県・関の製茶場のように、国産方の事業を三井物産が継承するケースもあった。岐阜県・関以外の製茶場については史料を欠くが、ここで本稿の「はじめに」でみた益田孝の回顧である【資料 2】を改めて参照されたい。

そこで益田は、「静岡其他産茶ノ地」で紅茶製造を始めたと語っており、その主体は三井物産と読みとれなくもないが、あくまで「三井」である。また益田はその損失額は 10 万円であったと言っている。前節で表 9 を参考にしながら、三井物産の京都・宇治茶園の損失額は 35,000 円余と推測したが、それは 10 万円に遠く及ばない。だが国産方が明治 10 年に設けた 4 ケ所の製茶場の資本金額は 5 万 1000 円余であり（表 3）、翌 11 年に国産方製茶掛は、さらに

77) 前掲、『三井事業史』本篇第 2 巻、223 頁参照。

静岡県や三重県で製茶場を新設しているから、それら国産方の製茶場をすべて三井物産で継承したとすれば、これらの事業開始で投じられた資本金（51,000円余 + α ）を上宇治茶園の損失額 35,000 円余と合算すれば 10 万円に近似してくる。だが三井物産が国産方製茶掛の製茶場をすべて継承したと断定するには史料がないので、あくまで可能性として指摘するに留めておく。

〔付記〕 成稿に際し所蔵史料の閲覧を許可して下さった三井文庫に対し、感謝申し上げます。